

令和7年度旭川市農業委員会第2回総会議事録

- 1 開催日 令和7年5月26日(月曜日)
- 2 開催時間 午後6時00分開会 午後6時26分閉会
- 3 開催場所 旭川市総合庁舎7階 大会議室B
- 4 出席委員 21名
 - 1番 橋本 幸博
 - 2番 北原 浩美
 - 3番 松原 朗
 - 4番 吉田 豪人
 - 5番 市田 敏行
 - 7番 佐藤 慎二
 - 8番 川上 和幸
 - 9番 小出 範之
 - 10番 中島 張
 - 11番 湯浅 光二
 - 12番 楠 栄
 - 13番 請川 幹恭
 - 16番 柿木 和恵
 - 18番 廣瀬 康行
 - 19番 小竹 一茂
 - 20番 山中 泰典
 - 22番 佐藤 博則
 - 24番 高橋 一政
 - 25番 前田 靖雄
 - 26番 山田 孝
 - 27番 滝川 岳雪
- 5 欠席委員
 - 6番 佐藤 絢也
 - 14番 石尾 卓也
 - 15番 只石 博幸
 - 17番 廣田 健太郎
 - 21番 千代 圭
 - 23番 鈴木 剛
- 6 事務局職員 有馬事務局次長 栗山副主幹 西村副主幹
藤永副主幹 稲場副主幹 渡辺主査
川原主任
- 7 傍聴人 なし
- 8 議事録署名委員 25番 前田 靖雄 1番 橋本 幸博
- 9 議事内容
 - (1) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - (2) 議案第2号 農地法施行規則第29条第4号の規定による申出について
 - (3) 議案第3号 農地法第32条第3項の規定に基づく公示及び第41条第1項の規定に基づく通知について
 - (4) 議案第4号 農用地利用集積等促進計画を定めるべきことの要請について
 - (5) 議案第5号 現地目証明願について(審議)
 - (6) 議案第6号 令和6年度最適化活動の点検・評価について
 - (7) 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について
 - (8) 報告第2号 農地所有適格法人の報告について
 - (9) 報告第3号 農地法第18条の規定による通知について
 - (10) 報告第4号 現地目証明願について(専決)
 - (11) 報告第5号 農業者老齢年金裁定請求について

10 議事

○議長（山田 孝） ただいまから、令和7年度旭川市農業委員会第2回総会を開会いたします。
本日の出席委員は21名でございます。
農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、在任する委員の過半数に達しておりますので、本会は成立いたしております。
欠席委員の詳細につきまして、事務局から報告いたします。

○事務局（有馬次長） 御報告申し上げます。本日の総会に、6番佐藤絢也委員、14番石尾委員、15番只石委員、17番廣田委員、21番千代委員、23番鈴木委員から、欠席する旨の届出がございました。
以上でございます。

○議長（山田 孝） それでは、本日の議事録署名委員を指名いたします。
議席番号25番前田委員、1番橋本委員の両委員を指名いたしますので、よろしく願いいたします。
また、議事についての発言の際は、議席番号を告げてから御発言願います。

○議長（山田 孝） それでは、議事に入ります。
日程第1議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局から説明いたします。

○事務局（西村副主幹） 日程第1議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を御説明いたします。議案書の該当ページは1ページでございます。
御審議いただきますのは、東旭川地区の所有権移転の1件で、譲渡人が所有する農地を譲受人に売却し、譲受人が経営の安定を図る案件でございます。
議案補足資料1ページの農地法第3条調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。
以上でございます。

○議長（山田 孝） それでは、議案第1号について審議願います。
御意見、御質問はございませんか。

○委員 （意見なし。）

○議長（山田 孝） それでは、議案第1号について「異議なし」と認め、許可することに決定いたします。

○議長（山田 孝） 続きまして、日程第2議案第2号「農地法施行規則第29条第4号の規定による申出について」を上程いたします。

事務局から説明いたします。

○事務局（川原主任）

日程第2議案第2号「農地法施行規則第29条第4号の規定による申出について」を御説明いたします。

議案書の該当ページは3ページ、議案補足資料は2ページないし4ページでございます。

本件につきましては、東旭川地区の認定農業者が農業用施設を設置するに当たり、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれの有無について判断をいただくものです。なお、支障を生ずるおそれがないと認められた場合は、北海道に意見照会し、農業委員会の判断が適当であるとされた場合に、農地法の規定による転用許可が不要となるものです。

議案補足資料2ページの位置図を御覧ください。

申請地は旭川市役所東旭川支所から北東へ約3.1kmに位置します。

次に、資料3ページの土地利用計画図を御覧ください。

申請地には、駐車場、スーパーハウス、資材置場、農業器具置場、雪捨場、通路・旋回場を整備する計画です。

次に、資料4ページの農地転用総括表を御覧ください。下段に記載の「6転用することによって生ずる付近の農地、作物等の被害の防除施設の概要欄」に記載のとおり、周辺農地に支障を生ずるおそれがないよう対策を講じる計画となっております。

なお、本件につきましては、事前に地区担当委員、JA及び土地改良区から「支障ない」旨の意見を頂いておりますことを申し添えさせていただきます。
以上でございます。

○議長（山田 孝）

それでは、議案第2号について審議願います。
御意見、御質問はございませんか。

○委員

（意見なし。）

○議長（山田 孝）

それでは、議案第2号について「周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれは無い」と判断し、北海道に意見照会することに決定いたします。

○議長（山田 孝）

続きまして、日程第3議案第3号「農地法第32条第3項の規定に基づく公示及び第41条第1項の規定に基づく通知について」を上程いたします。
事務局から説明いたします。

○事務局（渡辺主査）

日程第3議案第3号「農地法第32条第3項の規定に基づく公示及び第41条第1項の規定に基づく通知について」を御説明いたします。

議案書の該当ページは5ページ、議案補足資料は5ページでございます。

当該農地は、耕作の事業に従事する者が不在となり、又は不在となること
が確実と見込まれる農地として、農地法第33条第1項に該当することか
ら、所有者の探索を行いました。所有者が死亡しており、相続人を特定で
きませんでした。そのため、農地法第32条第3項に基づき、その農地の所
有者等を確知できない旨を公示し、2か月間の公示期間中に所有者等から申
出がなかった場合には農地法第41条第1項に基づき、農地中間管理機構で
ある北海道農業公社に対してその旨を通知するものです。2か月間の公示期
間中に所有者等から申出があった場合は、利用意向調査をすることになりま
すが、申出がなく、農地中間管理機構に対してその旨を通知した後は、農地
中間管理機構が北海道に対し、当該農地の利用権の設定に関し裁定を申請
し、知事が裁定を行ったときは、農地中間管理機構が利用権を取得し、担い
手に貸付けることができるようになります。現在の予定では、最短で10月
に知事の裁定、11月の総会で公社から貸し付ける農用地利用集積等促進計
画案の審議、12月上旬に促進計画の認可の予定となっております。各案件
の内容等につきましては補足資料に記載しておりますので、御確認ください。

以上でございます。

○議長（山田 孝） それでは、議案第3号について審議願います。
御意見、御質問はございませんか。

○委員 （意見なし。）

○議長（山田 孝） それでは、議案第3号について「異議なし」と認め、公示して所有者等から
申出がない場合は、中間管理機構に通知することに決定いたします。

○議長（山田 孝） 続きまして、日程第4議案第4号「農用地利用集積等促進計画を定めるべき
ことの要請について」を上程いたします。
事務局から説明いたします。

○事務局（渡辺主査） 日程第4議案第4号「農用地利用集積等促進計画を定めるべきことの要請
について」を御説明いたします。

議案書の該当ページは7ページ及び8ページでございます。

御審議いただきます促進計画の作成を要請する案は、利用権の設定が2件
でございます。

地区の内訳ですが、東鷹栖地区が1件、東旭川地区が1件となっております。
面積は7.64haでございます。

本件は農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項に基づき促進
計画を添付して、同法第18条第11項に基づき促進計画を定めるよう北海
道農業公社に要請しようとするものです。

今回の要請に基づき北海道農業公社から促進計画の認可申請があった場合に、再度の総会の議決によらず公社の申請のとおり促進計画を認可することも併せて審議いただくものでございます。

2件のうち、番号1番が借主変更、番号2番が稼働力不足による一部貸付でございます。

以上でございます。

○議長（山田 孝） それでは、議案第4号について審議願います。
御意見、御質問はございませんか。

○委員 （意見なし。）

○議長（山田 孝） それでは、議案第4号について「異議なし」と認め、北海道農業公社への要請と、要請のとおり認可申請があった場合、再度の議決によらず認可することに決定いたします。

○議長（山田 孝） 続きまして、日程第5議案第5号「現地目証明願について（審議）」を上程いたします。
事務局から説明いたします。

○事務局（稲場副主幹） 日程第5議案第5号「現地目証明願について（審議）」を御説明いたします。
議案書の該当ページは9ページ及び10ページでございます。
江神地区で1件、西神楽地区で1件、東旭川地区で2件、合計で4件の願出がありました。
願出地の所在地区を担当する調査委員による現地調査の結果、現況は願出のとおり農採地以外であることを確認いたしました。
以上でございます。

○議長（山田 孝） それでは、議案第5号について審議願います。
御意見、御質問はございませんか。

○委員 （意見なし。）

○議長（山田 孝） それでは、議案第5号について「異議なし」と認め、議案のとおり証明することに決定いたします。

○議長（山田 孝） 続きまして、日程第6議案第6号「令和6年度最適化活動の点検・評価について」を上程いたします。
事務局から説明いたします。

○事務局（西村副主幹） 日程第6議案第6号「令和6年度最適化活動の点検・評価について」を御説明いたします。

議案書の該当ページは11ページ、議案補足資料は6ページないし16ページでございます。

本件は前年度の農業委員会活動の実施状況を公表するために作成するものであり、農業委員会法で定められたものであります。

内容は令和6年3月の総会で了承された、旭川市農業委員会としての令和6年度の目標と活動計画に対する点検と評価を行うものです。

補足資料6ページ、資料4-1は、最適化活動の成果とされる農地の集積等の目標とその実績、農業委員の活動状況を示す活動日数等の目標とその実績、そして以上二つの実績に対する評価結果を示しております。

資料の一番下の表が評価結果になりますが、補足資料15ページ、資料4-4の農水省から示された配点表に照らして採点し、当農業委員会全体では、「目標に対して期待を上回る結果が得られた」という結果となっております。

また、農業委員各個人ごとの評価につきましては、四つの評語ごとに御覧のような結果となっております。

補足資料7ページないし13ページ、資料4-2は、資料4-1の活動実績の詳細を示したものになります。

項目「Ⅱ 最適化活動の実施状況」で、令和6年度当初の状況と目標、実績を記載しておりまして、実績値につきましては、3月の総会での今年度の目標設定の際に御説明いたしました令和6年度実績と同様のデータを記載しております。

補足資料14ページ、資料4-3は、総会の開催実績、許可や転用に関する事務等の実績を示しておりまして、先ほどと同様に3月の総会でご報告いたしましたデータを記載しており、農地法第3条の件数等が1.5倍程度の増となっております。

他に、委員の皆さま個人ごとの活動の成果とそれを先ほど御説明いたしました資料4-4の配点表に照らして評価いたしました個人評価票を今月の総会議案に同封してお送りしておりますので御確認願います。

なお、個人評価票の下段には成果目標の達成状況という表があり、集積面積、遊休農地面積、新規参入面積の評価項目がありますが、それぞれの項目につきましては、市内全体の値を地区ごとの耕地面積、委員数で按分致しました。

以上でございます。

○議長（山田 孝） それでは、議案第6号について審議願います。
御意見、御質問はございませんか。

○委員（市田 敏行） 5番市田です。
農業委員の人数が小数点以下まで書かれていますが、人数に小数点をつけ

るのはおかしくありませんか。

○事務局（西村副主幹） 申し訳ございません。訂正致します。

○議長（山田 孝） 他に御意見、御質問はございませんか。

○委員 （意見なし。）

○議長（山田 孝） それでは、議案第6号について「異議なし」と認め、決定いたします。

○議長（山田 孝） 引き続き、報告案件について進めてまいります。
日程第7報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出について」を報告いたします。
事務局から説明いたします。

○事務局（藤永副主幹） 日程第7報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出について」を御説明いたします。
議案書の該当ページは13ページないし17ページでございます。
本件につきましては、報告対象期間中に10件の届出があり、届出の内容は、全件が相続による所有権の移転でございました。
なお、地区ごとの内訳につきましては、東鷹栖地区3件、永山地区2件、西神楽地区2件、東旭川地区3件となっております。
これらにつきまして、旭川市農業委員会事務局規程第6条第1項第2号に基づき、事務局長専決処理いたしましたので御報告いたします。
以上でございます。

○議長（山田 孝） ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございませんか。

○委員 （意見なし。）

○議長（山田 孝） それでは、報告第1号を終わります。

○議長（山田 孝） 次に、日程第8報告第2号「農地所有適格法人の報告について」を報告いたします
事務局から説明いたします。

○事務局（栗山副主幹） 日程第8報告第2号「農地所有適格法人の報告について」を御説明いたします。
議案書の該当ページは19ページ、議案補足資料は17ページないし25ページでございます。

本件につきましては、報告対象の期間中に9の法人から報告書の提出がありました。

これらにつきまして、補足資料の「農地所有適格法人要件確認書」のとおり、農地所有適格法人としての要件を満たしていることを確認いたしました。

以上でございます。

○議長（山田 孝） ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございませんか。

○委員 （意見なし。）

○議長（山田 孝） それでは、報告第2号を終わります。

○議長（山田 孝） 次に、日程第9報告第3号「農地法第18条の規定による通知について」を報告いたします。

事務局から説明いたします。

○事務局（栗山副主幹） 日程第9報告第3号「農地法第18条の規定による通知について」を御説明いたします。

議案書の該当ページは21ページでございます。

本件につきましては、農地の賃貸借に係る合意解約の通知が、東鷹栖地区で1件ございました。

これにつきまして、旭川市農業委員会事務局規程第6条第1項第2号に基づき、事務局長専決処理いたしましたので御報告いたします。

以上でございます。

○議長（山田 孝） ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございませんか。

○委員 （意見なし。）

○議長（山田 孝） それでは、報告第3号を終わります。

○議長（山田 孝） 次に、日程第10報告第4号「現地目証明願について（専決）」を報告いたします。

事務局から説明いたします。

○事務局（稲場副主幹） 日程第10報告第4号「現地目証明願について（専決）」を御説明いたします。

議案書の該当ページは23ページ及び24ページでございます。

本件につきましては、報告対象の期間中に、市街化区域内の土地における現地目証明の願出が8件あり、事務局で確認しましたところ、現況は全て農採地

以外でありました。

これらにつきまして、旭川市農業委員会事務局規程第6条第1項第4号及び現地目証明事務処理要領第12条に基づき、事務局長専決により証明書を発行したことを御報告いたします。

以上でございます。

○議長（山田 孝） ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございませんか。

○委員 （意見なし。）

○議長（山田 孝） それでは、報告第4号を終わります。

○議長（山田 孝） 次に、日程第11報告第5号「農業者老齢年金裁定請求について」を報告いたします。

事務局から説明いたします。

○事務局（稲場副主幹） 日程第11報告第5号「農業者老齢年金裁定請求について」を御説明いたします。

議案書の該当ページは25ページでございます。

本件につきましては、報告対象の期間中に、旧制度の老齢年金請求が1件、新制度の老齢年金請求が1件、合わせて2件の裁定請求がありました。

これらにつきまして、請求内容が適正なことを確認しましたので、旭川市農業委員会事務局規程第6条第1項第5号により、事務局長専決処理にて請求書を独立行政法人農業者年金基金へ送付したことを御報告いたします。

以上でございます。

○議長（山田 孝） ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございませんか。

○委員 （意見なし。）

○議長（山田 孝） それでは、報告第5号を終わります。

○議長（山田 孝） 以上で、本日の提出案件審議は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和7年度旭川市農業委員会第2回総会を閉会いたします。

以上のとおり会議のてんまつを記録し、相違ないことを証するためここに署名する。

署名委員

前田 靖雄

署名委員

橋本 幸博